令和５年９月〇〇日

**Ａ方式**

お客様各位

株式会社〇〇〇〇〇〇

℡：0000-00-0000

島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業によるガス料金値引きのお知らせ

平素よりご愛顧を賜り誠に有難うございます。

さて、この度当社は、島根県において実施されるＬＰガス料金の負担軽減を図ることを目的とした「島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業」に参画することといたしました。

つきましては、以下のとおりお客様のＬＰガス料金から島根県の補助金による値引きを実施させていただきますのでお知らせいたします。

**▶値引き対象のお客様**

島根県内においてガスメーターを通してＬＰガスをご使用中で、令和５年９月分のＬＰガス使用料をご請求するお客様が値引き対象となります。

※　工業・農業用などの用途でＬＰガスをお使いのお客様は値引きの対象となりません。

※　９月分の請求時までに解約をされたお客様や、９月の新規ご契約者様は値引きの対象とならない場合がありますのであらかじめご了承願います。

※　ＬＰガス使用料には基本料金、従量料金、設備利用料、ガス機器リース代などが含まれます。

**▶値引き額と値引き方法**

ご契約者様の９月分のＬＰガス使用料請求額から4,250円（税別）に消費税額を加えた金額の値引きを行いご請求させていただきます

なお、９月分のＬＰガス使用料請求額が4,250円未満のご契約者様は、下表のとおり１０月分のＬＰガス使用料請求額から値引きを行いご請求させていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご使用月 | 値引き額（税別上限） | 値引き額（税込み上限） |
| ９月 | ▲4,250円 | ▲4,675円 |
| １０月 | ９月値引き額が,税別4250円未満のお客様のみ値引きします。4,250円-９月値引き額＝１０月値引き額（別途消費税加算） |

※　９月のご請求額が値引き額未満のお客様の９月の値引き額は請求額となります。

※　ふた月分の合計が4,250円未満の場合でも値引きは終了します。

※　ご使用月の途中で解約されたお客様は、値引きを出来ない場合があります。

※　値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と、値引き後の価格で対応させて頂く場合があります。詳しくは当社までお問い合わせください。

令和５年９月〇〇日

**Ｂ方式**

お客様各位

株式会社〇〇〇〇〇〇

℡：0000-00-0000

島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業によるガス料金値引きのお知らせ

平素よりご愛顧を賜り誠に有難うございます。

さて、この度当社は、島根県において実施されるＬＰガス料金の負担軽減を図ることを目的とした「島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業」に参画することといたしました。

つきましては、以下のとおりお客様のＬＰガス料金から島根県の補助金による値引きを実施させていただきますのでお知らせいたします。

**▶値引き対象のお客様**

島根県内においてガスメーターを通してＬＰガスをご使用中で、令和５年９月分のＬＰガス使用料をご請求するお客様が値引き対象となります。

※　工業・農業用などの用途でＬＰガスをお使いのお客様は値引きの対象となりません。

※　９月分の請求時までに解約をされたお客様や、９月の新規ご契約者様は値引きの対象とならない場合がありますのであらかじめご了承願います。

※　ＬＰガス使用料には基本料金、従量料金、設備利用料、ガス機器リース代などが含まれます。

**▶値引き額と値引き方法**

ご契約者様の９月分のＬＰガス使用料請求額から4,250円（税別）に消費税額を加えた金額の値引きを行いご請求させていただきます

なお、９月分のＬＰガス使用料請求額が4,250円未満のご契約者様は、下表に記載のご使用月ごとに、ＬＰガス使用料請求額から値引き額（税別）に消費税額を加えた金額の値引きを行いご請求させていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご使用月 | 値引き額（税別上限） | 値引き額（税込み上限） |
| ９月 | ▲1,500円 | ▲1,650円 |
| １０月 | ▲1,500円 | ▲1,650円 |
| １１月 | ▲1,250円 | ▲1,375円 |

※　ご使用月のご請求額が値引き額未満のお客様の値引き額は請求額となります。

※　ご使用月の途中で解約されたお客様は、値引きを出来ない場合があります。

※　値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と、値引き後の価格で対応させて頂く場合があります。詳しくは当社までお問い合わせください。

令和５年９月〇〇日

**Ｃ方式（標準）**

お客様各位

株式会社〇〇〇〇〇〇

℡：0000-00-0000

島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業によるガス料金値引きのお知らせ

平素よりご愛顧を賜り誠に有難うございます。

さて、この度当社は、島根県において実施されるＬＰガス料金の負担軽減を図ることを目的とした「島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業」に参画することといたしました。

つきましては、以下のとおりお客様のＬＰガス料金から島根県の補助金による値引きを実施させていただきますのでお知らせいたします。

**▶値引き対象のお客様**

島根県内においてガスメーターを通してＬＰガスをご使用中で、令和５年９月分のＬＰガス使用料をご請求するお客様が値引き対象となります。

※　工業・農業用などの用途でＬＰガスをお使いのお客様は値引きの対象となりません。

※　９月分の請求時までに解約をされたお客様や、９月の新規ご契約者様は値引きの対象とならない場合がありますのであらかじめご了承願います。

※　ＬＰガス使用料には基本料金、従量料金、設備利用料、ガス機器リース代などが含まれます。

**▶対象期間等**

令和５年９月から１１月までの３ヶ月間のＬＰガス使用料が値引き対象となります。

**▶値引き額と値引き方法**

下表に記載のご使用月ごとに、ご契約者様のＬＰガス使用料請求額から値引き額（税別）に消費税額を加えた金額の値引きを行いご請求させていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご使用月 | 値引き額（税別上限） | 値引き額（税込み上限） |
| ９月 | ▲1,500円 | ▲1,650円 |
| １０月 | ▲1,500円 | ▲1,650円 |
| １１月 | ▲1,250円 | ▲1,375円 |

※　ご使用月のご請求額が値引き額未満のお客様の値引き額は請求額となります。

※　ご使用月の途中で解約されたお客様は、値引きを出来ない場合があります。

※　検針票、請求書等に値引き額を記載する場合と、値引き後の価格で対応させて頂く場合があります。詳しくは当社までお問い合わせください。

令和５年９月〇〇日

**Ｃ方式（基本料金値下げ）**

お客様各位

株式会社〇〇〇〇〇〇

℡：0000-00-0000

島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業によるガス料金値引きのお知らせ

平素よりご愛顧を賜り誠に有難うございます。

さて、この度当社は、島根県において実施されるＬＰガス料金の負担軽減を図ることを目的とした「島根県ＬＰガス価格高騰緊急対策事業」に参画することといたしました。

つきましては、以下のとおりお客様のＬＰガス料金から島根県の補助金による値引きを実施させていただきますのでお知らせいたします。

**▶値引き対象のお客様**

島根県内においてガスメーターを通してＬＰガスをご使用中で、令和５年９月分のＬＰガス使用料をご請求するお客様が値引き対象となります。

※　工業・農業用などの用途でＬＰガスをお使いのお客様は値引きの対象となりません。

※　９月分の請求時までに解約をされたお客様や、９月の新規ご契約者様は値引きの対象とならない場合がありますのであらかじめご了承願います。

※　ＬＰガス使用料には基本料金、従量料金、設備利用料、ガス機器リース代などが含まれます。

**▶対象期間等**

令和５年９月から１１月までの３ヶ月間のＬＰガス使用料が値引き対象となります。

**▶値引き額と値引き方法**

　下表に記載のご使用月ごとに、ご契約者様の基本料金から値引き額（税別）に消費税額を加えた金額の値引きを行いご請求させていただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご使用月 | 値引き額（税別上限） | 値引き額（税込み上限） |
| ９月 | ▲1,500円 | ▲1,650円 |
| １０月 | ▲1,500円 | ▲1,650円 |
| １１月 | ▲1,250円 | ▲1,375円 |

※　ご使用月のご請求額が値引き額未満のお客様の値引き額は請求額となります。

※　ご使用月の途中で解約されたお客様は、値引きを出来ない場合があります。

※　ＬＰガス使用料の内、基本料金から値引きを行いますので、検針票、請求書などに値引き額の記載はありません。詳しくは当社までお問い合わせください。